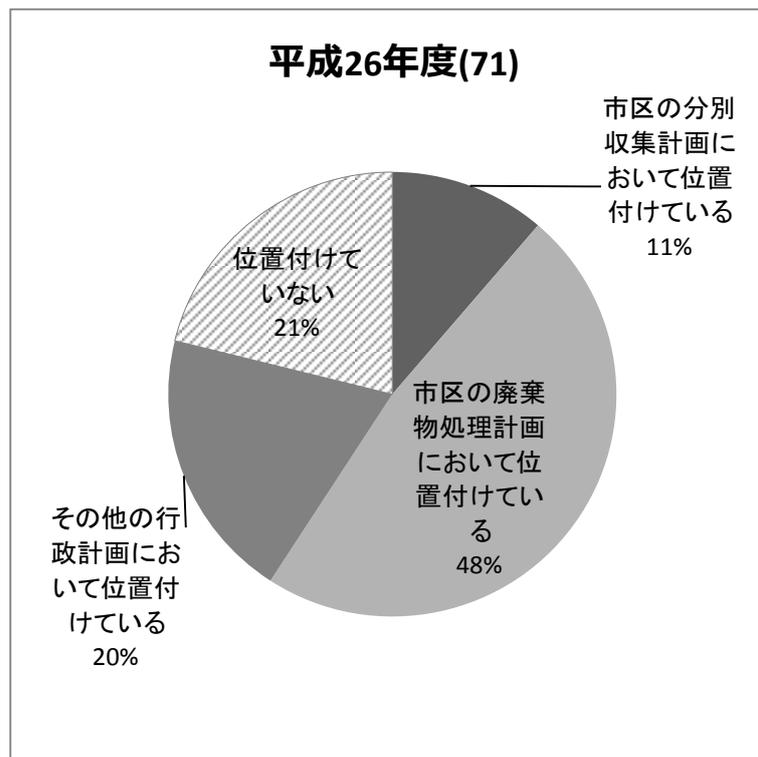


(2) 行政計画への位置づけについて

■今年度の特徴

「市区の廃棄物処理計画において位置付けている」が5割弱と最も多く、「位置付けていない」が約2割、「その他の行政計画において位置付けている」が2割と続いている。

行政計画への位置づけについて（政令市・中核市・特別区）



- 「市区の廃棄物処理計画において位置付けている」が 34 件（48%）、「位置付けていない」が 15 件（21%）、「その他の行政計画において位置付けている」が 14 件（20%）、「市区の分別収集促進計画において位置付けている」が 8 件（11%）となっている。